

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の期間について (R4. 2. 7 現在)

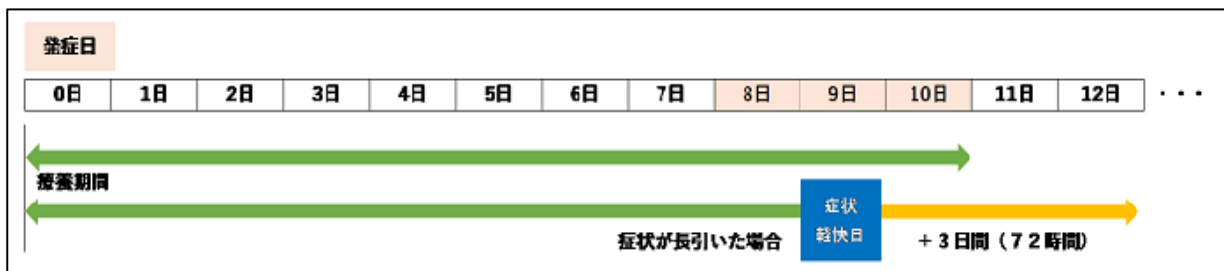
新型コロナウイルス感染症に関して下記のように診断された場合は、出席停止となります。学校を休み、保健所の指示に従って療養してください。

出席停止の期間を以下にまとめましたので、ご確認ください。

感染の心配がなく、保健所の指示により登校を再開するときには学校へご連絡ください。「新型コロナウイルス感染症に関する登校届」に保護者の方が記入押印して登校時に学校に提出してください。

○新型コロナウイルス感染症

- ・陽性者（症状有）・・・発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過



- ・陽性者（症状なし）・・・検体採取日から7日間※1経過

○濃厚接触者

- ①同居の家族等が陽性のため自宅療養をしている場合

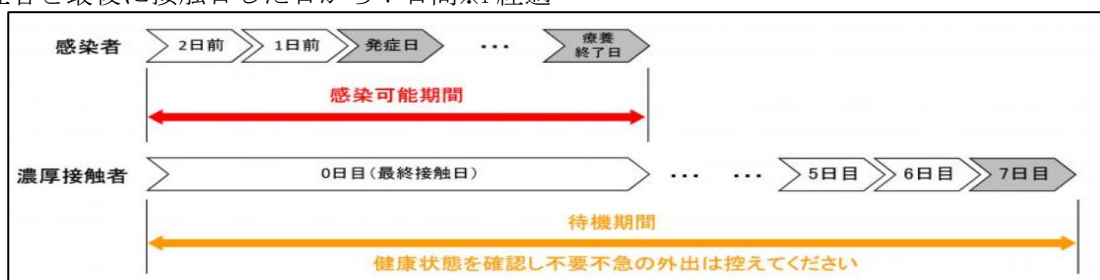
- ・住居内で感染対策※2を講じた日の翌日から7日間※1



- ・入院や宿泊療養施設入所をした日の翌日から7日間※1

- ②同居の家族等以外の陽性者と接触があり濃厚接触者となった場合

- ・陽性者と最後に接触日した日から7日間※1経過



※1：10日間から7日間に変更（R4. 1/31～オミクロン株に対応のため）

※2：住居内の感染対策とは（足立区ホームページより）※ 厳格に隔離等を行うことを求めるものではありません。

- ・日常生活を送る上で可能な範囲でのマスクの着用
- ・手洗い、手指の消毒の実施
- ・物資等の共有を避ける
- ・消毒等の実施

○海外からの帰国・入国者（空港検疫所の指示に従ってください。）

- ・帰国、入国日から14日間経過

参考資料：足立区 HP・東京都福祉保健局
足立区立綾瀬小学校 養護教諭 名塚春奈